

東電準備書面について

原告団長 中島孝

東電準備書面4において東電側は、原告らの放射能被ばくは総じて年間20ミリシーベルトを下回っており、がんなどを発症するリスクは極めて低いのだとしています。そのうえで、正確な科学的知見を得られないなかでさまざまな悩みを抱え、大きな精神的被害をこうむっているとして精神的被害の賠償を求めた原告らの請求は、科学的知見をわきまえない、不当な請求であるとしています。

東電はその論拠として、平成23年11月に内閣官房放射性物質汚染対策顧問会議の下に設置された、いわゆるワーキンググループすなわち「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」の報告を用いています。そのワーキンググループは、国連科学委員会、世界保健機構及び国際原子力機関などの報告書に準拠することが妥当であるとの見地を持ち、科学的知見を整理したのだそうですが、代表的な見解はこういうものです。

「国際的な合意では、放射線による発がんのリスクは100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しい。」

東電の準備書面では、この見解を大きなよりどころとし、このワーキンググループの報告はマスコミによって震災直後から広範に流布されていたのであり、本人が求めようとすればこのような科学的知見に触れることはできた。だから、科学的知見に触れることができず様々な苦難を導いたとする原告らの主張は、事実に反し失当というべきであると結論づけます。

しかし、ワーキンググループの報告でさえも、20ミリシーベルト以下の低線量被ばくの下では、発がんや遺伝的影響のリスクはゼロであるとは言えないというところが、原告らの苦難のみなもとであります。

当時、枝野幹事長や原子安全保安院の職員が、テレビで連発して不信を買った「ただちに健康に影響があるものではない」ということば。これは象徴的ですが、多くの国民は、それなら晩発性の発病はあるのだろうと考え不安に駆られたわけです。

ワーキンググループでさえ、リスクはゼロではないとしか言えぬ状態を不安と感ずること、故郷をはなれ自主的避難をせざるを得ないと覚悟をし、困難を背負いつつ、なお5万人もの被災者が避難を続けていること。この事実こそが、リスクはとるに足りないとするワーキンググループの見解が、被災者共通の認識とはなり得ていなかったことの証明であり、安全だと信じない被災者が悪い、

非科学的であると断ずるのは、慢心の極みと言わざるを得ません。

さらに東京電力は準備書面 5 において、原告側から出されている原状回復請求について、除染によって空間放射線量を毎時 0.04 マイクロシーベルト以下に下げるとするのは、技術的にも金銭的にもあまりにも膨大で、一企業の能力を超える不可能な請求であり、したがってこの請求は無効だから速やかに却下すべきだとしていますが、これは、自分が加害者としてこの甚大な被害を引き起こしたことへの反省も、事故の収束や被災者救済の責任を負っていることの自覚もないことを、自ら暴露しています。

除染に際し、原告の居住地をどうやって確認するのかだとか、除染は居住地だけでは済まず、近隣の住居や農地などにも範囲を広げねばならないところ、どうやって近隣利害関係者の許可を取るのかなどとのべ、それを実行すれば莫大な費用が掛かり不可能だ、実行不可能な請求であり不当だとしています。

金がかかりすぎて不可能だという言葉ほど、この原発というものの本質的な問題を言い当てているものではありません。さらに、被災者の心をこれほど侮辱し、怒りを喚起する言葉はありません。お金で買えないものを、われわれはいったいどれほど失ったか。

そもそも、被害が大きすぎるから実行できない、無理だというほど膨大な被害を原発は生み出すのだ、という点に何度も焦点を当てなければなりません。このような回復不能なほどの被害をもたらす原発を運転することの危険に対する認識、恐れを持たなかったからこそ、この事故に至ったのだという責任が問われているのです。

だれが責任を取るのですか。住み慣れた我が家を失い、故郷を失い、仕事も、孫たちと山菜を採ったり海で遊んだりすることもできなくなった、暮らしそのものを失った、その責任は被災者にある、被災者が悪いんだと言うんですか？

今やらなければならないのは、こんな悲惨なことは2度と繰り返さないこと、そのためになぜこうなったのか真摯に反省し、原因を究明すること。責任をもって東電は、事態の収束と被災者の救済に全力を挙げるのだと思います。それがなければ、再び事故は起きるでしょう。それを止めなければなりません。この裁判ではそこが問われていると思います。すくなくとも、東京電力としては「金銭的に巨額すぎるので除染はできない」という部分だけでも、陳述をすべきではないと考えます。いかがでしょうか？強く再考を求めるものであります。

慢心こそが、この原発事故のおおもとにあったものであることをあらためてご指摘申し上げ、意見陳述を終わります。